○自然災害等による授業の休講措置等に関する申合せ

平成１１年５月２１日

大学教育委員会制定

自然災害の発生等による徳島大学における授業の休講措置等は、次のとおりとする。

１　徳島市に次の各号のいずれかの警報が発表された場合又は吉野川に対して「レベル３氾濫警報」若しくは「レベル４氾濫危険警報」が発表された場合、当日の授業の休講に係る基準及び措置については、次の表のとおりとする。

(1)　暴風警報

(2)　大雪警報

(3)　暴風雪警報

(4)　レベル３大雨警報

(5)　レベル４大雨危険警報

(6)　レベル４高潮危険警報

基準	措置
午前７時に発表中の場合	午前の授業を休講とする。
午前７時を過ぎ午前１１時に至るまでの間に発表された場合	次の時限以降の午前の授業を休講とする。
午前１１時に発表中の場合	午後の授業（夜間の授業を除く。）を休講とする。
午前１１時を過ぎ午後４時に至るまでの間に発表された場合	次の時限以降の午後の授業（夜間の授業を除く。）を休講とする。
午後４時に発表中の場合	夜間の授業を休講とする。
午後４時を過ぎて発表された場合	次の時限以降の授業を休講とする。

２　徳島市に次の各号のいずれかの特別警報が発表された場合又は吉野川に対して「レベル５氾濫特別警報」が発表された場合、当日の授業は休講とする。なお、授業開始後に当該特別警報が発表されたときは、直ちに休講とする。

(1)　暴風特別警報

(2)　大雪特別警報

(3)　暴風雪特別警報

(4)　レベル５大雨特別警報

(5)　レベル５高潮特別警報

３　徳島市に震度５強以上の地震が発生又は大津波警報が発表された場合は、直ちに休講とする。

４　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、徳島大学災害対策規則第１８条に規定する「徳島大学災害対策マニュアル」に従い、３日間の休講とし、必要に応じて、休講を延長することができる。

５　前４項に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、学部にあっては各学部長（教養教育にあっては教養教育院長）、大学院にあっては各研究科長（以下「各学部長等」という。）が措置を決定する。

６　第１項から第５項までの措置により、休講となった授業の補講については、各学部長等が別に定める。

７　第１項から第５項までの措置が適用されず、授業が休講とならなかった場合でも、居住地域や通学経路等に気象警報や避難指示等が発表又は発令される等、安全確保の観点から授業を欠席した場合や、公共交通機関の遅延・運休等によりやむをえず欠席した場合は、授業担当教員は、当該学生に不利益が生じないよう取り扱うものとする。

８　この申合せに定めるもののほか、授業の休講措置等に関し必要な事項は、各学部長等が別に定める。

附　則

この申合せは、平成１１年５月２１日から実施する。

附　則（平成１６年９月２１日改正）

この申合せは、平成１６年９月２１日から実施する。

附　則（平成１７年３月２６日改正）

この申合せは、平成１７年３月２６日から実施する。

附　則（平成２２年５月２７日改正）

この申合せは、平成２２年５月２７日から実施する。

附　則（平成２５年９月１８日改正）

この申合せは、平成２５年９月１８日から実施する。

附　則（平成２７年３月２０日改正）

この申合せは、平成２７年３月２０日から実施する。

附　則（平成２８年２月１７日改正）

この申合せは、平成２８年４月１日から実施する。

附　則（令和２年３月２５日改正）

この申合せは、令和２年４月１日から実施する。

附　則（令和４年３月１６日改正）

この申合せは、令和４年４月１日から実施する。

附　則（令和５年１２月２０日改正）

この申合せは、令和５年１２月２０日から実施する。

附　則（令和７年１２月１７日改正）

この申合せは、令和７年１２月１７日から実施する。

附　則（令和８年９月１８日改正）

この申合せは、令和８年９月１８日から実施する。